

2018年1月31日

安岡 匡也

『経済学で考える 社会保障制度』
2018年度 制度改正に伴う書籍内容の修正について

2018年は制度改正が大きく、配偶者控除や年金の受給資格期間、国保の都道府県化、育児休業の期間の延長など様々な点で改正が行われました。

書籍のうち、該当箇所について以下のとおり最新内容をお知らせいたしますので、最新の内容をご確認されたい方は、ご参考ください（2018年1月31日現在。赤字で上書きした点が最新の内容および解説になります）。

* * *

第2章公的年金制度の基本的な仕組み

・8 ページ，下から8行目

20歳以上60歳未満の農林漁業、自営業者、学生などが対象である。保険料は定額で月額 ~~15590~~ 16490 円（~~2015~~ 2017年度）である。

・9 ページ，上から7行目

保険料率は ~~17.828~~ 18.3%（~~2015~~ 2017年度9月）である。

・11 ページ，上から6行目

受給資格期間の内訳は**図表 2-2** で示されるように様々である。①受給資格期間（加入期間）については、~~2016年~~現在は 25 10年である。仮に20歳から60歳になるまで保険料を納め続けた場合、加入期間は40年となる。しかし、この間に保険料を納付しなかった場合、その分だけ加入期間は少なくなる。仮に 20 5年保険料を払ったが、~~20 5~~年保険料を払っていない場合は、加入期間は 20 5年となり 25 10年に満たず受給資格を得ることができない。しかし、学生納付特例制度など保険料の猶予・免除制度を利用して保険料を払わない場合の期間については加入期間に含まれる。~~後述するが、受給資格期間については10年へと短縮することが2016年現在検討されている。かつては受給資格期間は25年であったが、2017年8月より10年に短縮された。~~

・12 ページ，上から11行目

40年間、欠かさず保険料を払い続けた場合は、年間で満額の ~~780100~~ 777930円がもらえる。

・12 ページ， 図表 2-3

$$\frac{780100 \text{ 777,930 円} \times \left(\frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{1}{2} + \frac{3}{4} \text{ 免除月数} \times \frac{5}{8} + \text{半額免除月数} \times \frac{3}{4} + \frac{1}{4} \text{ 免除月数} \times \frac{7}{8} \right)}{40 \text{ 年(加入可能年数)} \times 12 \text{ 月}}$$

(出所) 厚生労働省「老齢年金ガイド平成 2729 年度版」より筆者作成

・14 ページ， 下から 6 行目

「~~16261625~~円 × 1.00 × 被保険者期間の月数」

・17 ページ， 上から 9 行目

遺族年金の受給額について， 遺族基礎年金は ~~780100 777930~~ 円 + 子の加算額となる。

・17 ページ， 注 3

標準報酬月額は 1 等級 (~~9.8~~ 万 8 千円) から ~~30 31~~ 等級 (62 万円) までの ~~30 31~~ 等級に分かれている。

・参考文献 (追加)

[日本年金機構「厚生年金保険の保険料」](#)

<http://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-kankei/hoshu/20150515-01.html>

第 3 章 運営方法と制度改革 一 公的年金制度②

・25 ページ， 下から 4 行目

現在， 納付した保険料に応じた給付を行い， 将来の無年金者の発生を抑えていくという視点から， 老齢基礎年金の受給資格期間を ~~10 年に短縮することが検討されている。~~ そうすると， は 2017 年より 10 年に短縮された。 この結果として図表 3-7 を見ると， およそ 4 割の無年金者が給付を得られることとなる。

・28 ページ， 図表 3-10

| | | |
|--------|--|-------|
| | 日本 | …(省略) |
| 保険料率 | 17.47%(労使折半) | …(省略) |
| 支給開始年齢 | 国民年金:65 歳, 厚生年金男性: 61 歳, 女性 60 歳 | …(省略) |
| 受給資格期間 | 25 年(2016 年) 10 年(2017 年 8 月より改正後) | …(省略) |
| 所得代替率 | 59.1% | …(省略) |

第4章 公的年金制度の経済分析 ー公的年金制度③

- ・ 49 ページ, 注 3 (追加)

なお, 2018 年より配偶者控除が改正され, 給与収入の上限が 150 万円まで引き上げられた。

- ・ 参考文献 (追加)

国税庁「配偶者控除及び配偶者特別控除の見通しについて」

<https://www.nta.go.jp/gensen/haigusya/>

第6章 公的医療保険制度の問題点と海外の医療保障制度ー公的医療保険制度③

- ・ 55 ページ, 「1 国民健康保険」冒頭部分

本節では, 主に自営業者などが加入する~~市町村が運営する~~国民健康保険の問題について説明する。

- ・ 56 ページ, 最終行 (追加)

なお, 国民健康保険はこれまで市町村により運営されていたが, 2018 年 4 月より都道府県単位で運営されることになっている。

- ・ 57 ページ, 上から 2 行目

「①世帯割」の部分、正しくは「①所得割」

- ・ 62 ページ, 下から 6 行目

国民健康保険の財源基盤をより強くするために, 運営主体を市町村ではなく都道府県にすることが決まって~~いる~~おり, 2018 年度から実施される。

- ・ 参考文献 (追加)

日本経済新聞 2017/9/4「国保移管, 課題は山積 運営, 市町村から都道府県に 保険料統一, 地域差が壁」

(追加説明)

2018 年 4 月より国民健康保険の運営は市町村から都道府県に移ったが, 第 6 章はこれまで市町村で運営されてきた国保の問題を中心に説明を行っている。保険料の算定の基準や被保険者の要件は変わらない。

第12章 雇用に関する社会保障

・128 ページ，上から2行目

支給額(一時金)は支給残日数の ~~50~~ 60%×基本手当日額である(3分の2を残している場合は、~~50~~ 60%が ~~60~~ 70%になる。)

・129 ページ，上から10行目

専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金は、被保険者期間が ~~10~~ 3年以上(初回は2年以上)で、当該訓練開始日前 ~~10~~ 3年以内に教育訓練給付金を受給したことがなければ給付を受けられる。給付水準は、教育訓練に要した費用の ~~40~~ 50%相当額(上限年間 ~~32~~ 40万円)である。

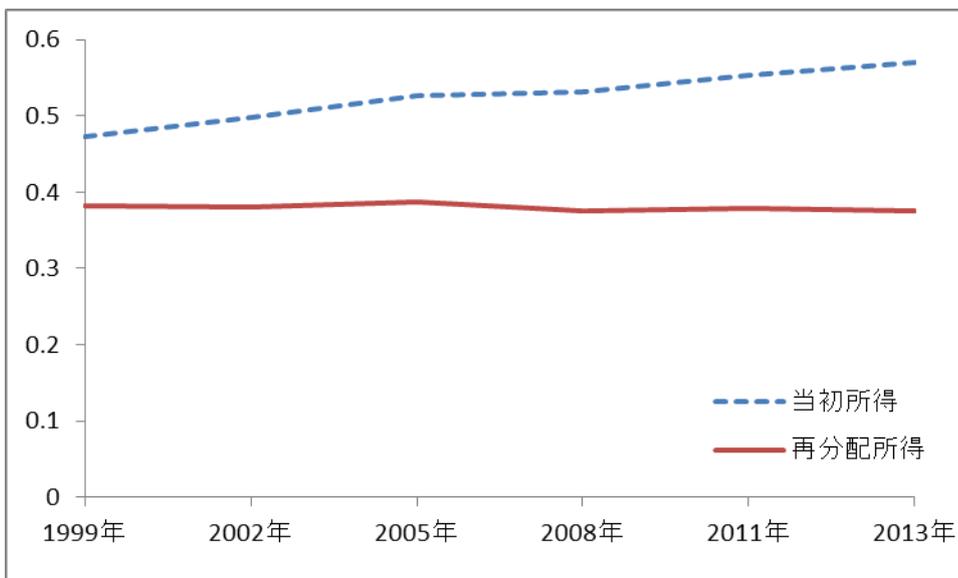
第13章 育児を取り巻く政策 ー育児支援政策①

・135 ページ，「1 育児休業制度」，冒頭

育児・介護休業法では「労働者は、申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができる(一定の範囲の期間雇用者も対象となる¹⁾。」「とあり、一定の場合、子が1歳6か月 ~~または2歳~~に達するまでの間、育児休業をすることができる。」と定めている。

第17章 所得格差の指標

・181 ページ，図表 17-3



出所) 厚生労働省「平成 ~~23~~ 26年所得再分配調査報告書」

第 18 章 財源調達の経済分析

・ 212 ページ, 注 4 (追加)

なお, 予定では日本においても 2019 年 10 月より標準税率を 10%とし食料品などを 8%とする軽減税率が導入される予定である。

・ 参考文献 (追加)

国税庁「消費税の軽減税率制度について」

<https://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

参考文献 (修正)

・ 公的年金制度 219 ページ

日本年金機構「遺族年金ガイド平成 2729 年度版」

https://www.nenkin.go.jp/pamphlet/kyufu.files/0000000011_0000026986.pdf

<https://www.nenkin.go.jp/pamphlet/kyufu.files/LK03.pdf>

日本年金機構「障害年金ガイド平成 2729 年度版」

https://www.nenkin.go.jp/pamphlet/kyufu.files/0000000011_0000028066.pdf

<https://www.nenkin.go.jp/pamphlet/kyufu.files/LK03-2.pdf>

日本年金機構「老齢年金ガイド平成 2729 年度版」

https://www.nenkin.go.jp/pamphlet/kyufu.files/0000000011_0000026995.pdf

<https://www.nenkin.go.jp/pamphlet/kyufu.files/LK03-3.pdf>

・ 所得格差の指標 231 ページ

厚生労働省「平成 2326 年所得再分配調査報告書」

http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12605000-Seisakutoukatsukan-Seisakuhyouka-kanshitsu/h23hou_5.pdf

http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12605000-Seisakutoukatsukan-Seisakuhyouka-kanshitsu/h26hou_5.pdf